

両立支援等助成金

新型コロナウイルス感染症に関する

母性管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給(年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上)の休暇制度(年次有給休暇を除く)を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主に支給する。



対象事業主

令和2年5月7日から令和5年3月31日までの期間で、

①～③全ての条件を満たした事業主が対象

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③ 当該休暇を合計して20日以上取得させた事業主



助成額

※雇用保険被保険者でない方も対象です。

労働者 1人あたり	28.5万円
申請期間 〔事業所単位の申請です〕	対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和5年5月31日まで

1事業所あたり
5人まで



支給までの流れ

「①制度整備」「②社内周知」は、「③休暇付与」後であっても、対象となります。

